

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2014年（平成26年）2月17日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	善行駅東口	善行七丁目3408番5地先		12.0	124.8
	駅前通り線	善行七丁目3388番地先			
2	辻堂	辻堂三丁目6095番2地先		4.2	30.5
	594号線	辻堂三丁目6093番5地先			
3	村岡	弥勒寺一丁目366番16地先		4.5	28.9
	478号線	弥勒寺一丁目366番21地先			
4	藤沢	西富二丁目275番30地先		4.2	17.8
	745号線	西富二丁目275番15地先			
5	藤沢	大鋸字丸山923番3地先		4.0	51.9
	746号線	大鋸字丸山922番4地先			
6	明治	城南一丁目2784番4地先		4.5	28.5
	482号線	城南一丁目2784番8地先			
7	明治	羽鳥四丁目491番3地先		6.0	114.7
	483号線	羽鳥四丁目501番1地先			

8	明治	羽鳥四丁目 4 9 8 番 2 地先	4.5	35.8
	4 8 4 号線	羽鳥四丁目 4 9 9 番 1 地先		
9	善行	善行坂一丁目 3 9 5 1 番 1 地先	4.0 ～ 5.2	134.8
	6 0 9 号線	善行坂一丁目 3 9 4 7 番 8 地先		
1 0	六会	亀井野字西谷 9 9 4 番 1 3 地先	6.0	41.2
	8 6 9 号線	亀井野字西谷 9 9 4 番 1 6 地先		
1 1	六会	善行六丁目 3 3 8 5 番 2 地先	3.9 ～ 17.1	1793.2
	8 7 0 号線	亀井野字屋中向 1 9 9 6 番 2 地先		
1 2	長後	下土棚字中村 1 0 2 6 番 8 地先	5.0	97.6
	8 9 9 号線	下土棚字中村 1 0 2 6 番 1 9 地先		
1 3	長後	長後字天神添 1 5 3 5 番 7 地先	4.5	34.9
	9 0 0 号線	長後字天神添 1 5 3 5 番 6 地先		

提案理由

善行駅東口駅前通り線ほか 1 2 路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

3 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。